

■ 指定管理者が申請する場合

2024/5/13

地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合、充電設備設置完了後から保有義務期間(5年)以上の委託契約期間である必要があります。申請者は、地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに、オンライン申請システムの「状況等報告」にてデータの入力およびアップロードが必要です。

〇〇市〇〇施設指定管理者基本協定書

〇〇市(以下「甲」という。)と××株式会社(以下「乙」という。)とは、〇〇施設の管理及び運営について以下の通り合意したので、〇〇市の指定管理者の手続等に関する条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「条例」という。)第〇条の規定に基づき基本協定を締結する。

④ 施設名称: 〇〇施設

(目的)
第1条 _____

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)
第2条 _____

(協定期間) **⑤**
第3条 この基本協定の協定期間は、指定期間と同一であり、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

③ 令和〇年〇月〇日

① 甲 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇市
市長 〇〇 〇〇

② 乙 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
××株式会社
代表取締役 ×× ××

【記載の必須項目】

- ① 地方公共団体
・充電設備を管轄する地方公共団体名称の記載(押印必須)
- ② 指定管理者
・申請者名の記載
- ③ 作成日: 契約日
・契約書の作成日および2者間で契約した日付の記載
- ④ 設置場所名称
・申請で入力した設置場所名称の記載(略称不可)
- ⑤ 契約期間
・契約期間の記載(5年以上※)

※委託契約期間が保有義務期間(5年)未満の場合、充電設備の保有義務期間(5年)以上の維持、運用することを証する書類を合わせて提出する必要があります。